



ほけんだより
No.2

令和3年4月30日 磯辺小 保健室

【 5月 保健行事 】

5月11日(火)	耳鼻科健診 1年・3年3組 ひまわり
12日(水)	歯科健診 2年
13日(木)	内科健診 1・6年・ひまわり
14日(金)	眼科健診 1・3・5年
17日(月)	尿検査一次 全学年
20日(木)	内科健診 2・5年
26日(水)	歯科健診 1年・ひまわり

耳鼻科健診 【うける前に・・・】

- ① みみあかをとっておく(前の日)
- ② はなをかんでおく。
- ③ かみのけをまとめる。または耳にかけます。
- ④ まえの人のやりかたをよくみておく。

歯科健診

朝ごはんの後に、ていねいな歯みがきをしておく。

管理下のケガ
で受診!

保護者の方へ・・・

—スポーツ振興センターについて—

✦担任へ 申し出てください。

スポーツ振興センターの災害共済給付制度とは、学校の管理下において児童の災害(負傷・疾病・障害・死亡)が発生し、医療機関での処置を受けた場合、それに対して医療費などが4割(3割保険分+1割見舞金)支給されるシステムです。スポーツ振興センターの掛金は、1年契約で920円ですが、豊橋市が460円を負担してくれますので、児童1人につき460円を5月の集金で徴収させていただきます。

(※加入に同意されても、掛金が支払われない場合は契約できません。ご注意ください。)

【質問】小・中学生は、病院窓口での自己負担はないです。それでも、スポーツ振興センターに申請した方がいいのですか？

【回答】加入すると、療養費に要する費用の1割が保護者に支給されます。

【質問】スポーツ振興センターは4割支給なのに、保護者への支給は1割なのですか？

豊橋市の小学生の医療費助成制度(※)利用分(3割)は、市で公費負担していますので、豊橋市に返納します。そのため、実際に各保護者へ支給されるのは、療養費に要する費用の1割のみとなります。「医療用装具」については、4割支給になります。

※『医療費助成制度』とは…「こども医療費助成制度」「障害者医療費助成制度」「母子・父子医療費助成制度」など

◎学校管理下とは・・・

- 登下校中(決められた通学路、通学方法に限られる)
- 授業中、休み時間
- 部活動中(学校長が承認した練習で、月の練習予定にあらかじめ組まれているもの)
- 野外活動や修学旅行などの学校行事中

